

令和 5 年 6 月 20 日現在

機関番号：13101

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13492

研究課題名（和文）公私協働組織のガバナンスに関する公法学的研究

研究課題名（英文）Reserch on Governance of Organisation-PPP Public Law

研究代表者

宮森 征司（MIYAMORI, Seiji）

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：50823390

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題は、公私協働組織のガバナンスについて、公法学（行政法学）の観点から検討を行うものである。わが国の公法学における公私協働論はいまだ抽象的な展開にとどまっている部分があり、特に、組織による公私協働に注目した研究はほとんど存在しない。このような現状を踏まえ、本研究課題においては、公私協働組織（第三セクター、外郭団体等）のガバナンスに関連する日本とドイツの法理論・法制度に関する検討、さらには現状分析的な視点も取り入れた政策論的検討を通じて、公私協働組織のガバナンスに関する法理論の構築と法制度設計に関して、公法学（行政法学）の見地から検討・考察を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題は、「自治体」、「事業」、「組織（法）」という独自の視座設定に基づくことで、これまで行政法学において議論されてきた公私協働論とは異なる観点からの検討・分析を行っている点、行政法学の体系のみならず、隣接する法律学（憲法、会社法）や隣接学問領域における議論を踏まえ、様々な研究手法を組み合わせることで、横断的・学際的・多層的な分析を行っている点において、学術的意義が認められる。近年、人口減少・少子高齢化を背景として公私協働による政策遂行には大きな注目が集まっているところ、本研究課題は、具体の形成事例を踏まえた検討を行っており、実務の参考ともなり得る点において、社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：In public law of Japan, the problem of Organisations-PPP (public-private partnership) was not concretely researched. Considering this situation, the research project examines legal theory, legal systems, and legal policies related to the Governance of Organisations-PPP in Japan and Germany.

As a result of the research project, "Local Public Service and Public Private Partnership: A Research from a perspective of public and organization law" (MIYAMORI Seiji, NIPPON HYORON SHA, 2023) was published.

研究分野：行政法

キーワード：公法学 行政法学 組織法 公私協働 外郭団体

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

行政事務の私化(民営化)の動き、また民間主体による公的任務遂行の動きを背景に、典型的な行政主体のみが公的任務の担い手ではなく、従来と同様の形態では公的任務遂行の維持が困難であることは、もはや共通認識となりつつある。世界的にみても、国家や自治体の財政状況の悪化、人口減少・少子高齢化、縮小社会化を背景として、自治体が公共サービスを持続的に経営していくために、公的主体(行政組織)と私的主体(民間組織、すなわち、営利組織及び非営利組織)が連携する公私協働にはますます大きな期待がかけられており、わが国においても、公私協働の考え方を反映した政策実施や法制度の整備が、さまざまな形で行われてきた。そして、このような状況に対応して、公法学(行政法学)においても、これまで多くの論者によって公私協働論が展開されてきた。

しかしながら、わが国の公私協働論には、その議論の展開が抽象的なものにとどまっている部分があり、具体化が必ずしも十分ではないという状況があった。また、わが国においては、1970年代以降、わが国における典型的な公私協働組織である第三セクターに対する民主的統制・ガバナンスの確保についての問題が指摘されながら、そもそも組織による公私協働という観点に基づく研究は行われていなかった。

### 2. 研究の目的

上記1に述べたようなわが国における議論状況を踏まえ、公私協働組織のガバナンスについて、公法学(憲法学及び行政法学)の観点から検討を行うものである。

具体的には、公私協働組織(第三セクター、外郭団体等)のガバナンスに関連する日本とドイツの法理論・法制度を比較検討し、さらには現状分析的な視点も取り入れた法政策論的検討を行うことを通じて、公私協働組織のガバナンスに関連する法理論の構築と法制度設計に関する今後の議論に示唆を得ることを目的とする。

### 3. 研究の方法

#### (1) 文献研究の実施、学術論文の公表

本研究課題の主な内容は、日独の法制度・法理論の比較分析を中心とするものである。したがって、研究の方法としては、文献研究とその成果の学術論文としての公表が中心となった。

#### 理論研究：第1年度

第1年度(2019年度)においては、本研究課題において基礎な位置づけをもつ内容に関する研究を実施した。具体的には、自治体事業(自治体による公共サービスの提供)の法的区別や自治体による組織形式選択に関する検討を行うため、これら論点に関連する日独の文献を収集・分析し、その成果を学術論文として公表した(「自治体の組織選択裁量」「自治体事業の基礎的法枠組みの歴史的形成：自治体事業の区別に着目して」)。

#### 個別領域(各論)研究：第2年度～第3年度

第2年度(2020年度)においては、各論領域へのアプローチとして、まず自治体電力事業、特に再エネ領域を対象として、日独の文献を収集・分析し、その成果を学術論文として公表した(後掲研究成果「自治体電力事業における公私協働：ドイツ再エネ分野における市民参加の動きを踏まえて」)。

第3年度(2021年度)においては、前年度に引き続く各論領域へのアプローチとして、文化芸術領域(劇場)に着目した日独の文献を収集・分析し、その成果を学術論文として公表した(文化施設の経営における公私協働：ドイツの劇場を素材として)。

#### 現地調査(ドイツ)

本研究課題の遂行については、ドイツへの現地調査の結果を踏まえた現状分析的な視点が反映されている。しかしながら、新型コロナウイルスの感染状況拡大により、申請当初に想定していた対面での本格的なヒアリング調査を実施することは断念せざるを得なかったため、ヒアリング調査等の実施やその結果を踏まえた検討については、申請者が遂行する別研究課題において、今後も継続する予定である。

#### (2) 研究課題全体としての成果公表(書籍の刊行)：第4年度

最終年度(2022年度)においては、本研究課題の成果公表に向けた作業を行った。具体的には、上述した学術論文に加えて、学術論文として公表してこなかった内容(後掲書籍の「はじめに」、「おわりに」、及び第2章第2節、第3章第1節部分に相当)を新たに執筆した上で、研究課題の遂行から得られた知見を全体として反映した単著書『自治体事業と公私協働：組織法的観点に基づく公法学的研究』(日本評論社、2023年3月)を刊行した。

#### 4. 研究成果

##### (1) 最終成果としての書籍の刊行

上述のとおり、本研究課題においては、これまでの申請者の研究成果を総合した最終的な研究成果として、上記書籍を刊行した。同書の目次構成は、「序章 本書の目的と構成」、「第1章 ゲマインデの事業活動に関する基本的枠組み」、「第2章 自治体事業の公私協働に関わる法枠組み」、「第3章 個別領域の特徴を踏まえた法政策的検討」、「終章 結語」である(以下、括弧内の記載(章・節等)は上記書籍の対応箇所を示す)。

##### (2) 本研究の学術的意義

上記書籍に取りまとめられた本研究課題の学術的意義は、以下に述べる点に認められる。

###### 独創性ある視座設定に基づく成果の抽出

本研究課題においては「自治体」、「事業」、「組織(法)」という3つの視座を設定し(書籍「はじめに」)、この視座に基づいて検討を積み重ねることにより、これまでの公私協働論とは異なる観点から分析及び考察を行った。その結果、a)ドイツ法の特徴(公法私法の二元的秩序を背景とした多層かつ領域横断的な法枠組み、個別領域の特徴に応じた公私協働の形成)、b)わが国への示唆(行政組織法への示唆、事業の性質を踏まえた議論への示唆、法政策論への示唆)、c)今後の展望(組織法研究の視野拡張、公私協働に係る手法の組合せ、比較法的観点を含む各論研究)を、本研究課題の最終的な研究成果として導いた(書籍「おわりに」)。

###### 研究手法の組合せ、分野横断的・学際的検討

組織による公私協働の問題については、行政法のみならず、隣接する法律学や隣接学問領域における議論や枠組みを踏まえた検討が重要になる。本研究課題においては、歴史研究の手法(第1章第1節)、行政法と憲法を架橋する手法(第1章第2節)、公法(行政法、自治体法)と私法(会社法)を架橋する手法(第2章第2節以下)、法政策的な手法(第3章)など、多様な研究手法を組み合わせ、また多層的な分析を行うことにより、分野横断的・学際的な検討を行った。

###### ドイツ法研究としての成果

本研究課題の外国法研究の成果として、ドイツ法においては、「公法私法の二元的秩序」が、公的主体たるゲマインデ(自治体)の「責任」を実体法的・手続法的に構造づける背景を成していることが浮き彫りされたことを挙げるができる。いわゆる「公法私法二元論」をめぐる批判が学説において展開されてきたなかで、この知見は、公法と私法の関係を問い直す重要な示唆をもたらすものと考えられる。

##### (3) 本研究の社会的意義

1に述べたように、近時における人口減少・少子高齢化の影響を受けて、自治体政策の現場では、民間企業や非営利組織との協働の取組みに期待が高まっている現状がある。

このような状況のなか、本研究課題の成果は、ドイツ法を素材としたものではあるものの、自治体職員等が経営形態の選択に際して留意すべき要素に対応する内容となっており、また、公私協働組織の現状について具体的なケースを踏まえた検討がなされていることから、自治体職員等にとって有益な内容が含まれており、学術的のみならず、社会的意義が認められる。

##### (4) 今後の研究課題

本研究課題を遂行するなかで、以下に述べる点が今後の課題として明らかになった。これらの課題については、別研究課題において、今後も研究を継続する予定である。

###### 公的組織と私的組織のガバナンスの違い

本研究課題においては公私協働組織に焦点を当てたが、そもそも公的組織のガバナンスと私的組織のガバナンスの共通点や相違点について体系的に論ずる必要があるとの認識に至った。このこととの関連で、近時のドイツにおいてはパブリック・コーポレート・ガバナンスが議論されており、伝統的な公企業法論との関係も含め、検討を行う必要がある。

###### 実態調査の結果反映した個別領域(各論)研究の充実

本研究課題の遂行においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、日独両国において、公私協働組織に関するヒアリング調査を十分に実施することができなかったが、今後の研究の深化のためには、ヒアリング調査の上に、事例分析を踏まえた個別領域研究を深化させる必要がある。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 宮森征司	4. 巻 54巻1号
2. 論文標題 文化施設の経営における公私協働：ドイツの劇場を素材として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 86-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 宮森征司	4. 巻 3
2. 論文標題 自治体電力事業における公私協働 - ドイツ再エネ分野における市民参加の動きを踏まえて -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 グローバルマネジメント	6. 最初と最後の頁 33-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32288/00001308	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 宮森征司	4. 巻 18巻2号
2. 論文標題 自治体の組織選択裁量	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 141-162
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15057/30503	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 宮森征司	4. 巻 32号
2. 論文標題 自治体事業の基礎的法枠組みの歴史的形成：自治体事業の区別に着目して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 117-132
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

〔図書〕 計3件

1. 著者名 宮森 征司	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 236
3. 書名 自治体事業と公私協働：組織法的観点に基づく組織法的研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------